

令和 6 年度 大津市立下阪本小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011 年（平成 23 年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、下阪本小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、下阪本小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
- 2 「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・
 - (1) 役割
 - (2) 構成員
 - (3) 関係する校内委員会等との連携
 - (4) いじめ事案対応フロー図
- 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・
 - (1) 基本方針、年間計画の見直し
 - (2) 基本方針、年間計画の公開・説明
- 4 いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・
- 5 その他（資料等）・・・・・・・・・・

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	いじめ防止啓発月間（6月、10月）を中心に、児童会等子ども主体のいじめ対策に関する取組を実施します。子どもが主体となって、いじめ防止に向けた取組を考え、実行することを通じ、子どものいじめ問題に関する意識を高め、いじめの未然防止につなげます。

35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	いじめ防止に関する川柳、スローガンや宣言の作成など、子ども自身がいじめ防止に向けた取組目標を考え、設定できるように支援します。学校の実情や子どもの発達段階に応じ、学校全体の目標だけでなく、学級・個人等の目標についても積極的に設定することで、子どもたちが自身の問題としていじめの防止について考えられるよう支援します。
----	----------------------------	---

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	授業に限らず様々な学校行事や学校生活の全体を通して、子ども自身が、何がいじめにあたるのかを理解するとともに、いじめは人権侵害や犯罪行為であり、人の尊厳を踏みにじる行為であること、人のかけがえのない生命を奪う可能性のある行為であり、どのような理由があっても許されないことを理解できるような教育を実施します。さらに、もし自分がいじめにあったときや、いじめを見たときにどのような行動をとれるのかを伝えるなど、子どものいじめに対する解決力を育みます。高学年では、「専門家等によるいじめ問題や人権教育に関する授業（ゲストティーチャー）」事業に取り組みます。
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	子どもたちがインターネットにアクセスする機会が多いのが、家庭のパソコン・スマートフォン・ゲーム機であることから、インターネット上のいじめの防止対策には、家庭との連携が不可欠となります。インターネット上の嫌がらせもいじめであり決して許されないことを理解し、上手にインターネットを利用するため、専門家や通信事業者等を講師に招いた授業を実施し、保護者の啓発を行うなど、児童の実態に合わせた情報モラル教育を実施します。
38	相談することの大切さに関する啓発	子どもたちに対し、日々の教育活動や相談窓口等の広報啓発物品等の配布などの機会を捉え、悩みを持つことは決して悪いことではなく、誰でも悩むことはあるということへの理解を促し、悩んだときに、人に話す・聴いてもらうことの重要性を伝え、学校の教職員や保護者、地域の方など身近な大人や相談窓口等、自分が一番相談しやすい方法での相談を促します。 また、相談することで更にひどいいじめを受けることになるのではないか、友だちのいじめについて相談することで自分がいじめの対象となるのではないかという不安から、相談を躊躇することがないよう、相談した人を徹底して守り通すことを子どもに伝えとともに、実際に相談があった場合には、相談した子どもがいじめの被害を受けることがないように対応を行います。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	子どもたちがいじめをしない態度や能力を身につけられるよう、特別の教科である「道徳」を要として、教育活動全体を通して、かけがえのない生命を尊重する心や互いを認め合う寛容な心、誰に対しても差別をすることや偏見を持つことのない公正、公平な態度、互いに理解し合い、協力し、助け合う友情・信頼の心などを育みます。 子どもの心を豊かにする道徳教育を推進するには、保護者や地域関係者の理解が必要です。学校と家庭、地域社会が一体となり道徳教育を進めるために、積極的に道徳の時間の授業参観を実施します。

40	自他ともに認め合う人権教育の推進	各学校は、世界人権デーがある12月を中心に、人権の大切さについて集中的に啓発する校内人権週間を設定し、全校で人権に関する作文や標語、ポスターなどを制作し、校内での掲示や放送を通じて発表を行います。 さらに、子どもたち一人一人がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる心を育むため、また、性別や国籍、障害者、性的少数者、宗教、出自等、具体的な人権課題について正しく理解、認識できるよう、人権を尊重する態度と実践力を養うための人権教育を実施します。
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	いじめ加害の背景には勉強や人間関係等のストレスが関わっていることもあることを踏まえ、子どもの主体性や個別最適な学び、協働的な学びを大切にした分かりやすい授業づくりを進めます。 さらに、日々の授業や教育活動全体を通じ、一人一人の子どもの存在や意見が尊重される学級・集団づくりを進め、子どもの自己肯定感・自己有用感を育みます。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	学年を越えて異年齢の仲間と交流することを通じ、低学年の子どもの学校生活の不安感を軽減し、高学年の子どものリーダーシップや自己有用感の獲得を目指すとともに、お互いを思いやる心を育てます。 小学校においては、学年・学級の枠を越えて、年間を通しての縦割り班での活動を行います。

③ 教員に対する研修・支援、家庭・地域への広報・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	法第13条に基づき、国のいじめ防止基本方針、大津市いじめ防止基本方針（行動計画）を参酌し、各学校の実情に応じたいじめ防止等のための対策に関する基本方針（学校いじめ防止基本方針）を策定します。 学校いじめ防止基本方針には、いじめ防止等のための対策の基本的な考え方や、学校におけるいじめ事案への対応の流れ等を明記するとともに、この行動計画で「学校が実施する施策」に位置づけられている各具体的取組について、その年度に具体的にどのように実施するかという取組目標を記載します。 また、年度終了時には、その年度の取組状況について自己評価を行い、その結果等を踏まえ、次年度の学校いじめ防止基本方針をより良いものとするよう見直しを行います。また、自己評価にあたっては、保護者や地域関係者等を含めた拡大いじめ対策委員会の開催や、学校評価アンケート等を通じ、学校関係者や保護者等から学校のいじめ対策に対する意見を聞いた上で、評価を行います。 さらに、家庭・地域と連携したいじめ対策を行えるよう、各学校は策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載することなどを通じ、広く保護者・地域に周知を図ります。
44	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼び	保護者・地域の方に対し、子ども支援コーディネーター等の学校の相談先を周知することを通じ、保護者や地域の方がいじめやその他の子どもの課題を発見した際に、学校に情報提供していただける関係づくりに努めます。

	かけ	特に保護者は、子どもが悩みを相談する際の主要な相談先の1つであることから、学校だよりや生徒指導だよりへの掲載等を通じ、重点的に相談の呼びかけを行います。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	年度当初に、学校いじめ防止基本方針をもとに全教職員に研修を実施し、いじめ防止等のための対策の基本的な考え方や、学校におけるいじめ事案への対応の流れ、その年度に具体的にどのように実施するかという取組目標や年間計画について共通理解を図ります。さらに、毎年度、いじめをはじめとした子ども支援に関する知識やスキルの向上を目的とした研修を、各中学校区等の単位で実施します。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	個々の教職員がいじめ事案等に関する情報を抱え込むことがないよう、普段から子ども支援コーディネーターを中心に組織的に情報共有・対応を行うという運用を徹底します。さらに、「無知だ」、「迷惑だ」と思われるのではないかという不安から個々の教職員が相談や発言を躊躇することのない、真に組織として機能する「心理的安全性」の確保された職場とできるよう全教職員が留意します。 さらに、校長・教頭、子ども支援コーディネーター等が、実際にいじめ事案等の子ども支援の実務に当たる教員に対して、適切に指導・助言を行う体制を構築することで、組織として適切な対応ができる体制を整備します。

④ その他（学校独自の取組）

取組目標
委員会活動で児童が主体的に考えた取組（下リンピック・仲間作りなど）を行う。
『心輝く希望の集会』を人権といじめを考える全校集会と位置づける。それに向けて、全学級で人権やいじめを考える取組を行う。

* 学校いじめ防止基本方針は、「天津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取り組みのうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。NO. 1～33の取り組みは、市・市教育委員会が実施する施策です。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	いじめ等の子どもの悩みを早期に発見することを目的に、学期に1回以上、アンケート調査(かがやきチェック)を行います。 アンケート調査結果は担任だけでなく必ず複数の教員で確認することとし、少しでも気になる点があった場合は、子どもへの聴き取りなどを通じて、子どもの悩みの把握と、適切な支援につなげます。 アンケート調査票は、発達段階に応じた記入しやすい内容にするとともに、毎回同じ設問とするのではなく時期に応じて設問を変えるなど、学校ごとに実情に合わせて工夫を行います。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	いじめ等の子どもの悩みを早期に把握するため、子どもと担任等の教員が個別面談を行う、教育相談期間を学期に1回程度設けます。実施にあたっては、子どもが相談しやすい環境とできるよう、学校の実情や発達段階に応じて工夫します。 また、日頃から子どもの学校生活を見守る中で、気になる子どもを発見した場合は、随時個別に面談等を実施すること等により、子どもの心情の把握に努め、いじめの早期発見に努めます。

49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	校長・教頭、生徒指導主任、子ども支援コーディネーター、教育相談担当を中心に、教職員が随時校内を巡回するなど、校内や登下校時の校門等での見守り活動を実施します。 特に、いじめの発生の多い休み時間や掃除の時間等は、子どもの些細なサインを見逃すことのないよう、子どもの見守りを行います。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	定期的な家庭訪問や懇談等の機会において、学校生活で頑張っている点や良い行いなども含めた子どもの様子を伝えるなど、学校や家庭での子どもの状況や様子を共有し、日頃から保護者とのコミュニケーションを充実させることで、学校と家庭が連携して子どもを支援できる関係性を構築します。 学校と保護者との関係性の構築を通じ、保護者が子どものことで悩んだ際に相談しやすい環境を整備することにより、子どもの様々な課題の早期の発見に努めます。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	各学校の教職員がいじめの疑い（いじめかどうか確認できていない事案を含む）を把握した場合は、必ず子ども支援コーディネーターや校長・教頭に報告します。 いじめの疑いの段階で情報を子ども支援コーディネーター等に集約するという運用を徹底することで、各教員がいじめに関する情報を抱え込んでしまうことを防ぎ、早期に組織的かつ適切な支援につなぎます。 さらに、子ども支援コーディネーターは、いじめはもとより、不登校、ヤングケアラー、虐待など、子どもが抱える様々な課題に関する情報を集約し、学校全体での組織的な対応や、福祉部局等関係機関と連携した重層的な支援につなげます。
52	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	学校で把握したいじめの疑い事案（いじめかどうか確認できていない事案を含む）については、学校で「いじめ対策委員会」を開催し、組織的に情報共有・対応方針の検討を行った上で、翌課業日中に教育委員会に事案概要を報告します。この仕組みにより、教育委員会を含めた組織的かつ適切な対応を可能とするとともに、学校における迅速な組織対応を担保します。しかしながら、学校から教育委員会への報告件数が年々増加しており、報告にかかる事務負担も増大していることから、教育委員会では、報告方法の効率化の検討を継続的に行います。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	全ての中学校区において、子どもたちの交流や教職員の合同研修などの保幼小中の連携活動を行っています。 特に、次年度入学する子どもに関する情報共有については、連絡会を開催し、保幼から小へ、小から中へ校園が持つ情報を適切に引き継ぎ、必要な支援を継続的に行えるようにします。 さらに、校内での進級時も同様に、前学年から次の学年の担任に対し、適切に情報を引き継ぎ、切れ目なく必要な支援ができる体制を整えます。

③ その他（学校独自の取組）

取組目標
いじめ事案や子どもたちの悩みを早期に発見するために月に1回程度、アンケート（かがやきチェック）を実施する。また年に1回程度は、いじめに特化したアンケートを実施する。
週末に生徒指導トピックス（生徒指導事案・いじめ事案を各担任が記載）で情報共有を行う。気になる事案については、子ども支援コーディネーターが注意喚起を行う。毎週の打合わせで、全体として共有すべき事案がある場合は、話題とする。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長（子ども支援コーディネーター）が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめへの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	各学校には、いじめ事案への対応のために、「いじめ対策委員会」を常設しています。定期的な開催に加え、学校の教職員がいじめの疑い（いじめかどうか確認できていない事案を含む）を把握した場合は、必ず子ども支援コーディネーターや校長・教頭に報告し、その後、組織的に対応するための「いじめ対策委員会」を臨時で開催します。 「いじめ対策委員会」では、組織的に情報共有を行い、指導の方針、支援内容、役割分担等の対応方針を決定します。 また、「いじめ」として認知するかどうかはこの「いじめ対策委員会」において決定します。 学校のみによる対応が困難な場合は、教育委員会と連携し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士などの外部専門家をいじめ対策委員会に参画させ、専門的見地からの助言も得て、事案の解決を図ります。 この「いじめ対策委員会」は、法第 22 条に規定される「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」として位置づけています。
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	学校全体で組織的に対応し、被害の子どもを徹底して守り通すこと、加害の子どもに対しては、安易に謝罪をさせるのではなく、加害の子ども自身が自らの非に気づき、今後はどうすればよいかを考えることができるよう指導することを基本とします。加害の子どもの行為を止めるだけでなく、加害行為を行ってしまった背景を探り、改善すべき課題があれば、それらの課題の改善に向けた支援を行います。また、事案によっては、教育委員会、福祉部局、警察、関係する学校園、地域各種団体など、関係機関等と連携して対応を行います。 【被害の子どもへの支援の目標】 ①加害の子どもからのいじめ事案にかかる行為がなくなっていること ②その後の見守り等を通じて、被害の子どもの不安が取り除かれ、尊厳の回復がなされたこと ③学校の対応について、被害の子どもと保護者に理解が得られたこと ④被害の子どもや保護者が望んだ場合は、謝罪等、意向に沿った適切な対応がなされたこと 【加害の子どもへの指導の目標】 ①加害の子どもへの指導により、いじめ事案の行為に対して、考え、内省する機会がもたれたこと ②その後の見守り等により、同様の行為が行われていないこと

		③学校の対応について、加害の子どもと保護者に理解が得られていること ④被害の子どもや保護者が望んだ場合は、謝罪等、意向に沿った適切な対応を行ったこと ⑤加害の子どもがそのような行為を行ってしまった背景を探り、必要に応じそれらの改善に向けた支援を行っていること
56	インターネット上のいじめへの対応	SNSやブログ、ゲームサイト等における誹謗中傷やグループ内の仲間はずしなど、インターネット上のいじめを把握した場合は、証拠の保全を図る、プロバイダ・サイト管理者や警察等の関係機関と連携し、書き込みの削除依頼を行う等、適切にその対応にあたります。 さらに、子どもたちがインターネットにアクセスする機会が多いのは、家庭のパソコン・スマートフォン・ゲーム機であることから、保護者にも連絡し、家庭と学校が連携して対応を行います。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	法 28 条に規定される「重大事態」など、重大な事案が発生した際は、被害・加害の子ども、その保護者、他の在籍する子ども、教職員等に対するアンケート調査や聴き取り調査等を実施し、事実関係の把握に努めます。 調査にあたっては、被害の子どもやいじめに係る情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先に対応を行います。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	学校が必要な情報を適切に提供し、説明責任を果たせるようにするため、いじめ事案に関する情報が記載された文書については、公文書として適切な管理及び保存（5 年保存）を徹底します。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	いじめ事案について子どもへの支援・指導を行った場合は、たとえ大人目からは些細に見える事案であっても、速やかに保護者に連絡し、事実確認できたことや指導方針、今後の支援等について情報共有することで、家庭と学校が連携して子どもへの支援・指導を行います。

② その他（学校独自の取組）

取組目標
組織対応の徹底をする。管理職・子ども支援コーディネーター・生徒指導主任を中心に組織対応を行い、担任が 1 人で抱え込まないような環境作りを行う。
事案発生時には、児童の思いに寄り添った丁寧な聴き取りを行い、児童の心配や不安を解消できるように支援する。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童（生徒）に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談担当、(養護教諭、スクールカウンセラー) とします。

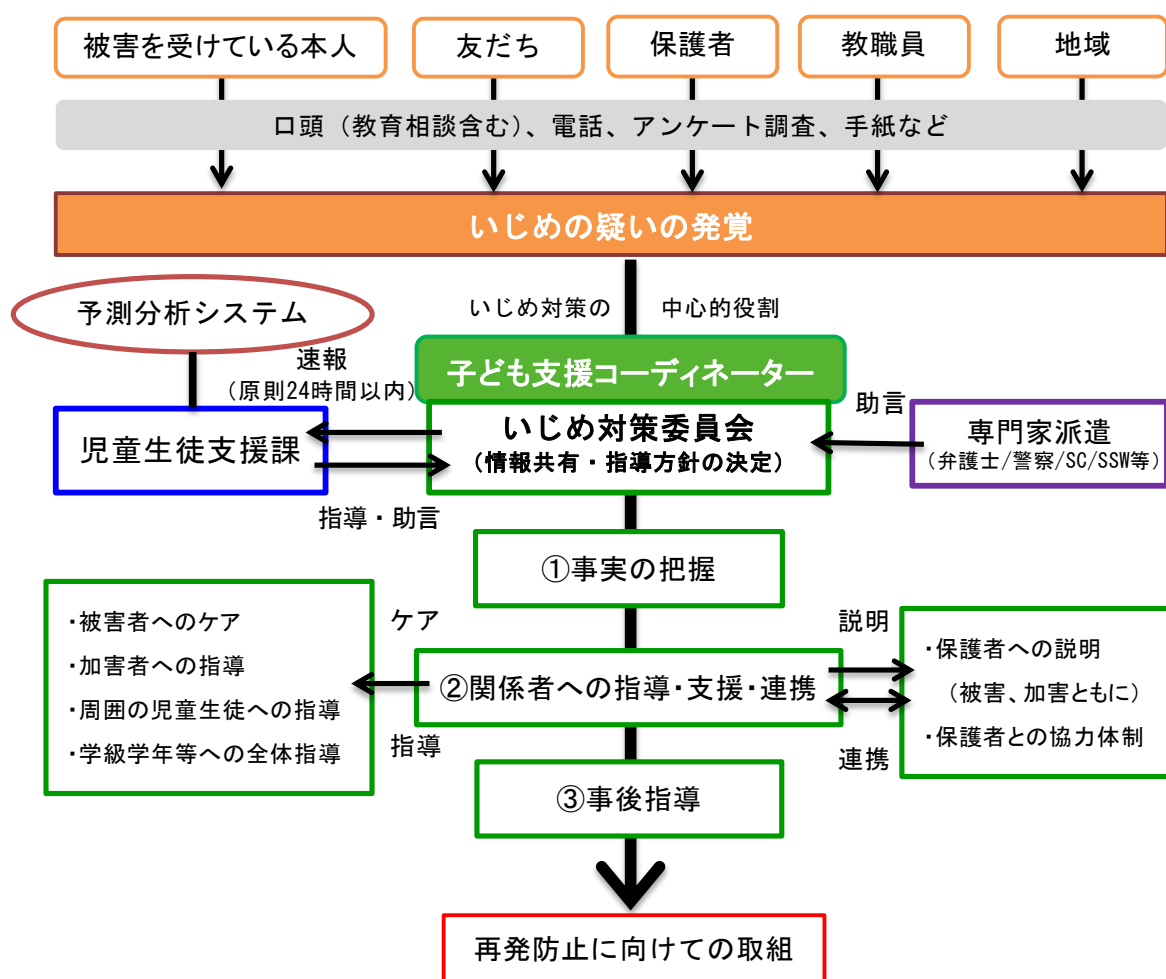
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官 O B）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導部会、特別支援教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(2) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者（学校運営協議会）とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③・④） 町別児童会（①・②・④） かがやきチェック（②）	職員会議（いじめの対応についての研修）
5	保護者学級懇談会（④） 子どもを語る会（①・②・③） かがやきチェック（いじめの態様を記載）（②）	
6	いじめ防止啓発月間（①・②・③・④） 三津浜集会（①） 教育相談月間（②・③） 学校運営協議会（④） かがやきチェック（②）	学校運営協議会で拡大いじめ対策委員会実施
7	町別児童会（①・②・④） 保護者個別懇談会（④） かがやきチェック（②）	
8	いじめ問題に関する校内研修会（①・②・③・④）	
9	学校運営協議会（④） かがやきチェック（いじめの態様を記載）（②）	
10	いじめ防止啓発月間（①・②・③・④） 教育相談月間（②・③） かがやきチェック（②）	
11	しもリンピック（①） かがやきチェック（②）	
12	心輝く希望の集会（①・④） かがやきチェック（②）	
1	学校運営協議会（④） かがやきチェック（②）	
2	学校運営協議会（④） 保護者学級懇談会（④） かがやきチェック（②）	学校運営協議会で拡大いじめ対策委員会実施
3	町別児童会（①・②・④） かがやきチェック（②）	
年間を通じて	あいさつ運動、下駄箱チェック、見守り活動（①・②） 登下校指導（①・②） いじめ対策委員会（①・②・③） 各委員会活動によるいじめ未然防止を啓発する活動（①） 各委員会による人権啓発の活動（①） 下小ナイスニュース（①）	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5. その他（資料等）

下阪本小学校ストップいじめアクションプラン

大津市立下阪本小学校

いじめを許さない・いじめをすばやく解決する学校

未然防止の取り組み

子どものアクション

- ・全学級で話し合い
- ・執行部、スマイル委員会、仲間づくり委員会等によるいじめ防止の取り組み
- ・6年生を主とした、たて割り活動

家庭や地域と連携したアクション

- ・子ども安全リーダー等の見守り活動
- ・学校運営協議会による子どもの健全育成
- ・地域との交流による心のふれあい
- ・地域行事の参加

道徳・人権教育の充実

教職員のアクション

- ・「いじめを許さない、いじめにあった子を守る、すばやく解決する」教師の姿勢を示した学級づくり
- ・丁寧な児童観察と言葉かけ、教育相談による児童に寄り添った聴き取り
- ・自己肯定感、自己有用感を育成する学級、学年、学校づくり

ソーシャルスキルの育成

コミュニケーション能力の育成

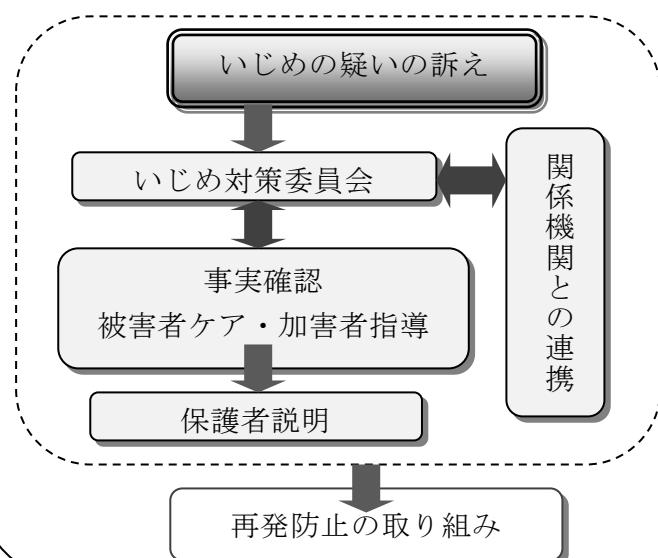
学力の向上

いじめの早期発見

いじめを見逃さない姿勢

- ・かがやきチェックによる実態把握（毎月）
- ・日常の些細なサインを見逃さない姿勢
- ・教師の意識改革
- ・校内の報告、連絡、相談体制
- ・初期対応マニュアル
- ・いじめの疑いのある事案の組織対応の徹底
- ・正確な事実把握（丁寧な聴き取り）
- ・最悪を想定した丁寧な対応

いじめの早期対応



いじめが起きにくい学校風土・学級風土づくり